

E 3 7 スクールセクハラ対策委員会

1 ねらい

- 児童へのセクシュアル・ハラスメントは、児童に深い心の傷を与えるだけでなく、その後の成長にも大きな影響を与える行為であり、児童の個人としての尊厳や人権を著しく侵害する。学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために、「スクール・セクハラ対策委員会」を設置する。

2 重 点

- ・ スクール・セクハラを未然に防止し、すべての教育活動を通じて児童生徒の人権を尊重し、教職員と児童生徒との信頼関係に基づいた教育活動が展開できる教育環境をつくる。

3 内 容

- (1) 「スクール・セクハラ」防止に関する教職員研修の在り方の検討と実施
- (2) 児童に対するセクハラ防止の効果的な指導の在り方
- (3) 「スクール・セクハラ」を受けた児童生徒に対する相談体制の確率と対応
- (4) その他「スクール・セクハラ」の防止に関して必要と認められること

4 運営上の留意点

(1) スクール・セクハラの事例（犯罪も含む。）

- 容姿を話題にする。
- 性的な冗談を言ったり質問したりする。
- 水着のカレンダーを貼る等、不快な環境で居心地を悪くする。
- 相手の体に不必要に触れる。
- 性的なプライバシーに立ち入り過ぎる。
- セクハラへの拒否を理由に成績、評価等において不利な扱いをする。
- しつこく交際を迫る。物を与える。
- 性的関係を迫る。
- のぞきや盗撮をする。
- わいせつ行為・いん行(痴漢、性交渉等の犯罪行為)をする。

など

(2) 相談体制の在り方

- スクール・セクハラ相談窓口は、基本的には係(教頭及び養護教諭)を主な窓口とするが、スクールセクハラにかかわる第一情報は本校全ての教職員でとらえることとし、速やかな対応ができるようにする。
- 児童に対する個別の対応が必要となったときは、担任や係、学校長・教頭をはじめとして養護教諭や専科教諭、各加配教員などから適切な相談員を設定し、被害の内容の把握と児童に対する心のケアをしていくとともに、SCなど外部の協力機関についての協力依頼も検討していく。
- 必要に応じて市教育委員会、県教育委員会、警察など関係機関への報告を行う。